

議案第78号

静岡市老人福祉センター条例の一部改正について

静岡市老人福祉センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市老人福祉センター条例の一部を改正する条例

静岡市老人福祉センター条例（平成15年静岡市条例第138号）の一部を次のように改正する。

別表2 静岡市清水中央老人福祉センターの目的外利用の利用金額の限度額の表を次のように改める。

2 静岡市清水中央老人福祉センターの目的外利用の利用料金の限度額

区分	金額					
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
教養娯楽室1	830円	1,190円	1,190円	2,030円	2,380円	3,220円
教養娯楽室2	830円	1,190円	1,190円	2,030円	2,380円	3,220円
集会室	3,090円	4,400円	4,400円	7,490円	8,800円	11,890円
浴室	13歳以上の者	入浴1回につき310円				
	3歳以上13歳未満の者	入浴1回につき150円				

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の静岡市老人福祉センター条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る利用料金について適用し、施行日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

（施行前の準備）

3 新条例別表の規定に基づく静岡市清水中央老人福祉センターの利用料金の設定、収受その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。